（承認の取消し）

第二百八十条の十三　金融庁長官は、銀行持株会社が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第二百八十条の十第一項の承認を取り消すことができる。

（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第三条　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月金融庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十章　オペレーショナル・リスク（第三百三条―第三百二十条）」を「第四節　特証券化エクスポージャーに係る特例（第三百二条の二―第三百二条の五）　第五節　特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（第三百二条の六・第三百二条の七）　第六節　コリレーション・トレーディングに係る特例（第三百二条の八―第三百二条の十三）　第十章　オペレーショナル・リスク（第三百三条―第三百二十条）」に改める。

第一条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　再証券化取引　証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーであるものをいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ　原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）である証券化取引であって、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ　日本国政府、我が国の地方公共団体又は第五十五条第一項に規定する我が国の政府関係機関(1)から(3)までにおいて「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1)　国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。

(2)　国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

(3)　国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。

第一条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　再証券化取引に係るエクスポージャー　再証券化取引に係るエクスポージャーをいう。

第一条第三十一号中「その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ」を「特定順位参照型クレジット・デリバティブ」に改め、「（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）」を削り、同条第三十五号ト中「及び欧州評議会開発銀行協議会向けエクスポージャー」を「、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー」に改め、同条中第七十三号を削り、同条第七十四号中「第七十七号」を「第七十六号」に改め、同号を同条第七十三号とし、同条中第七十五号を第七十四号とし、第七十六号から第七十九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七十八号の次に次の三号を加える。

七十九　追加的リスク　デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第八十一号及び第九章において同じ。）をいう。

八十　コリレーション・トレーディング　裏付資産又は参照資産等（第三十一号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下この号、第三百二条の六及び第三百二条の七において同じ。）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化エクスポージャーを参照するデリバティブを除く。）であって、全ての裏付資産又は参照資産等が単一の債務者に係る債権であるポジション（単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

八十一　包括的リスク　デフォルト・リスク、格付遷移リスクその他コリレーション・トレーディングに係る資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。

第六条第一項第六号を次のように改める。

六　第二百四十七条（第百二十五条、第百三十四条第一項及び第三百二条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

第十五条第一項第五号を次のように改める。

五　第二百四十七条（第百二十五条、第百三十四条第一項及び第三百二条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

第二十一条第一号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「特定取引勘定の資産」の下に「（証券化取引を目的として保有している資産を除く。以下同じ。）」を加え、同条第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第二十五条第一項第六号を次のように改める。

六　第二百四十七条（第百二十五条、第百三十四条第一項及び第三百二条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

第二十七条第二項第二号中「に係る資産」の下に「（証券化取引を目的として保有している資産を除く。以下同じ。）」を加える。

第三十七条第一項第五号を次のように改める。

五　第二百四十七条（第百二十五条、第百三十四条第一項及び第三百二条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

第五十四条第二項中「イスラム開発銀行」の下に「、予防接種のための国際金融ファシリティ」を加える。

第百三十七条を次のように改める。

（特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い）

第百三十七条　前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）について準用する。

第百五十三条第一項第三号を次のように改める。

三　特定順位参照型クレジット・デリバティブ（前号に掲げるものを除く。）

第二百四十九条第一項を次のように改める。

標準的手法採用金庫が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一　長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。

イ　オリジネーターのとき。

信用リスク区分		
6―1	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	二十
6―2		五十
6―3		百
6―4	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）	四十
6―5		百
		二百二十五

自己資本控除